

森町告示第51号

森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成14年森町告示第108号）の全部を改正する。

令和3年3月31日

森町長 太 田 康 雄

森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町長は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、森町建築物等耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 森町建築物等耐震化促進事業 別表に掲げる事業をいう。
- （2） 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものを除く。
- （3） 建築物 前号に規定するもの以外の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。
- （4） 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用する建物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- （5） 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- （6） 高齢者のみ世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。ただし、借家に

居住する世帯を除く。

ア 属する者が全て65歳以上である世帯

イ 属する者のいずれかが身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（身体障害の程度が同法に基づく障害等級の1級又は2級に該当する者に限る。）に該当する世帯

ウ 属する者のいずれかが知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）による療育手帳の交付を受けている者に限る。）に該当する世帯

エ 属する者のいずれかが精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）に該当する世帯

オ 属する者のいずれかが介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている世帯

(7) 避難路沿道等 住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る一般通行の用に供されていると認められる道路（私道を除く。）をいう。

(8) 耐震補強の有効性を宣伝する住宅 町長が貸与した耐震補強の有効性を宣伝するための広報幕を工事期間中に設置するとともに、次のいずれかの要件を満たす既存住宅をいう。

ア 工事期間中に耐震補強に係る現場見学会を実施すること。

イ 工事完成後に耐震補強に係る現場見学会を実施すること。

ウ 木造の既存住宅の所有者又は居住者が耐震補強工事を実施した動機を記載した書類及び工事完成後の住宅の写真を町長に提出し、それらを耐震補強の有効性の宣伝に使用することを承諾すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、耐震補強の有効性の宣伝に相当であるとして町長が認めることを実施すること。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費が消費税法（昭和63年法律第108号）第3章の規定による仕入れに係る消費税

額の控除の対象となる場合は、別表に定めるところにより算出した額から当該控除の対象となる消費税及び地方消費税の額を控除した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 事業を実施する者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）に別に定める関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付について（決定）（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付を決定する際に次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の30パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 町長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、前条第1号の承認を受ける場合は、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の事業計画の変更について(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補強計画の確認依頼)

第8条 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)の補助事業者は、補強計画の策定が完了したときは、速やかに、補強計画確認依頼書(様式第5号)に別に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(中間検査)

第9条 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)の補助事業者は、町長が指定する工程に達したときは、その旨を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、現地調査を行い、工事の内容が補強計画に合致するか検査し、同計画に合致しない場合は、合致するよう工事の内容の是正を指示し、又は第6条第1号アの規定に基づき町長の承認を受けるよう指示するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に別に定める関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

2 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)にあつては、前項の実績報告書(様式第6号)に、木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)の工事確認書(様式第7号)を添えて報告しなければならない。

(交付の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付について(確定)(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、補助金の交付について(確定)を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

事業の区分	事業の内容	補助対象経費	補助率(額)
1 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国の要綱」という。)附属第Ⅱ編第1章イー16―(12)又はロー16―(12)住宅・建築物安全ストック形成事業又はイー16―(12)―①住宅・建築物耐震改修事業に基づく住宅の耐震改修に関する事業で、木造の既存住宅(木造軸組工法で建築された住宅をいう。)の補強計画(補強前の耐震評点(耐震診断における総合評点をいう。以下同じ。)から0.3以上の	事業主体が行う当該事業に要する経費	(1) 1戸(長屋及び共同住宅にあっては、1棟を1戸とみなす。以下同じ。)ごとに、当該事業に要する経費と120万円とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、高齢者のみ世帯等が居住する住宅については、当該事業に要する経費と140万円とを比較して、いずれか少

	<p>効果があり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となる計画又は新工法を採用する等、これと同等以上の効果が認められる計画に限る。)の策定及び耐震補強工事を実施する事業(補強計画の策定に必要な耐震診断を含む。)をいう。ただし、次に掲げる在宅避難促進割増の条件のいずれにも該当する住宅については、既存住宅の補強計画(補強前の耐震評点が0.7未満であり、かつ、補強後の耐震評点が1.2以上となる計画又は新工法を採用する等、これと同等以上の効果が認められる計画に限る。)の策定及び耐震補強工事を実施する事業(耐震計画の策定に必要な耐震診断を含む。)とする。</p> <p>ア 耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。</p> <p>イ 耐震補強により、</p>		<p>ない額とする。</p> <p>また、耐震補強工事期間中に、耐震補強の有効性を宣伝することを条件とする。</p> <p>(2) 在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、1戸ごとに、15万円を加えた額とする。</p>
--	--	--	---

	<p>地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。</p> <p>ウ 家具の固定を行う住宅であること。</p> <p>エ 耐震補強の有効性を宣伝する住宅であること。</p>		
2 建築物の耐震診断事業	<p>国の要綱に基づく既存住宅（木造住宅を除く。）及び既存建築物の耐震診断を実施する事業をいう。</p>	<p>事業主体が行う当該事業に要する経費</p>	<p>(1) 非木造住宅（1戸建てに限る。）の場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費と13万円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。</p> <p>(2) 非木造住宅（1戸建てに限る。）以外の住宅及び建築物の場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費と対象建築物の延べ床面積に、1平</p>

			方メートル当たり2,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、100万円を限度とする。
3 ブロック塀等の耐震化促進事業 (1) 危険なブロック塀等の除却事業	地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業（国、地方公共団体その他公の機関が実施するものを除く。）をいう。	事業主体が行う地上高3段以上又は60センチメートル以上のブロック塀等の除却に要する経費（工事費に限る。）	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の水平方向の長さ1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。
(2) ブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）	国の要綱に基づき、避難路沿道等において、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を除却する事業（国、地方公共団体その他公の機関が実施するものを除く。）をいう。	事業主体が行う地上高3段以上又は60センチメートル以上のブロック塀等の除却に要する経費（工事費に限る。）	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の水平方向の長さ1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれ

			か少ない額の3分の2以内の額とし、26万6,000円を限度とする。
(3) ブロック塀等の建替え事業 (避難路沿道等)	国の要綱に基づき、避難路沿道等にあり、かつ、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を除却した後、ブロック塀等を安全な塀に建替え(フェンス等の安全な他の塀への転換をいい、他の塀への転換をするための除却は含まない。)する事業(国、地方公共団体その他公の機関が実施するもの及び生垣を設置するものを除く。)をいう。	事業主体が行う当該事業に要する経費(工事及び設計に要する費用に限る。)	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と建替え後のブロック塀等の水平方向の長さ1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、33万3,000円を限度とする。
(4) ブロック塀等の改善事業	地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を除却した後、生け垣に改善する事業(国、地方公共団体その他公の機関が実施するものを除く。)をいう。	事業主体が行う当該事業に要する経費(工事及び設計に要する費用に限る。)	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と改善後の生け垣の水平方向の長さ1メートル当たり1万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以

			内の額とし、1敷地につき10万円を限度とする。
--	--	--	-------------------------